名称等変更届 提出書類一覧 兼 チェックリスト

		提出書類名	様式	
	① 名称等変更届書 (県独自運用) ・次の事項で変更が生じた場合は、届け出て下さい。			
		ア 法人の名称の変更 ・「○○株式会社」が「●●株式会社」といった会社名に変更が生じた場合に加え、「合名会社○○」から「合資会社○○」への変更(逆も同じ)など、会社法上の性質変更による変更の場合に該当します。ただし、法人格が異なる場合は、新たな許可申請等が必要になります。 ・事業譲渡、相続、合併又は分割によるものは該当しない(承継届出又は新たな許可申請等が必要)。 ・個人事業主から法人化する場合も、該当しない。新たな許可申請等が必要になります。		
		イ 法人又は個人の主たる所在地の変更 ・本店の所在地の変更(移転)が生じた場合。 ・住居表示の変更(所在地の移転なし)による場合も含みます。 ・製造事業所、販売事業所の変更(移転)による場合は、本件届出では手続できません。移転先で新たな許可申請等が必要になります。移転元は廃止届出が必要になります。		
	ウ 法人の代表者の変更 ・代表取締役の変更が生じた場合。 ・代表取締役以外のその他役員の変更が生じた場合は、届出不要です。			
		工 製造事業所等の名称の変更 ・「○○(株)中部営業所」が「○○(株)中部支店」といった事業所の名称が変更した場合。 オ 製造事業所等の所在地の変更(住居表示の変更の場合のみ) ・市町村による住居表示の変更(移転を伴わない)による場合で、例えば、「○市字□町△番地」→「○市□町◇丁目■番●」といった場合のみ該当する。 ・製造事業所等が移転(住所変更)する場合は、改めて許可又は届出が必要		
	になります。			
	② 事業所一覧(複数の事業所がある場合のみ) ・複数の事業所を有している場合は、許可・届出のある事業所の一覧を提出して下さい。		任意 ^(参考例あり)	
	< 公的証明書 > ③ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書 ・法務局から交付を受けた原本を提出すること。 ・住居表示の変更の場合は、市町村からの住居表示の変更通知の写しを添付すること。 ・エ 製造事業所等の名称を変更する場合は、添付不要です。		発行元 様式	
留意事項	•			
<申請事業者担当者><施工等に関する担当者会社名・所属:会社名・所属:			·>	
氏名	氏名(ふりがな): 氏名(ふりがな):			
電話番号: 電話番号:				
e-mail: e-mail:				